

山口県報

目 次

選管告示

政治団体の收支に関する報告書の要旨

解散等に係る政治団体の收支に関する報告書の要旨



山口県選挙管理委員会告示第八十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第二百九十四号）第十二条第一項の規定により政治団体から提出された收支に関する報告書の要旨を別冊のとおり公表する。

平成二十二年十一月二十六日

山口県選挙管理委員会委員長 上符正顕

山口県選挙管理委員会告示第八十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第二百九十四号）第十七条第一項の規定により解散等に係る政治団体から提出された收支に関する報告書の要旨を別冊のとおり公表する。

平成二十二年十一月二十六日

山口県選挙管理委員会委員長 上符正顕

平成22年
11月26日
(金曜日)

平成
二十二年十一月二十六日発行

発行
行所

山口県知事